| <u>詳鉄道株式会社 (福</u> | <u>富井鉄道福武線)</u> | | 銘柄コード | |
|---|---|--|---|--|
| FUKUI RAILWAY CO.,LTD. FUKUBU LINE) | | | 法人番号 2210001011931 | |
| 日本標準産業分類 | コード 項目名 | エネルギー総使用量 | 21,211 GJ 547.24 kl | 【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】 |
| 中分類 | 421 鉄道業 | 前年度エネルギー | 540 k2 | |
| 細分類 (申請事業) | 4211 普通鉄道業 | 総使用量 | GJ kl | |
| エカルギ 英田幼科者 | 【役職】 | | t-CO ₂ | |
| ネルギーの使用の合理化】 | - | | 出量の算定に用いた認証排出削減量等の量】 | 【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】 |
| 主たる事業における | 原単位分母 | 種別 | 合計量 | |
| エネルギー消費原単位 ^{※注} (2024年度実績) | 主たる事業 % % | Jクレジット | t-CO2 | 1. エネルギーの使用の合理化に関する事項 ・設備の省エネルギー化の推進(鉄道車両のVVVF制御化、重要機器の省エネルギー機器への更新、照明器具のLED化など) ・運転時の省エネルギー化の推進(カ行操作の適正化、電力回生ブレーキの有効活用など) |
| 事業者全体の エネルギー消費原単位 | 2020 2021 2022 2023 2024 年度 年度 年度 年度 年度 | - | - t-CO2 | ・ 運転時の省エネルキー化の推進(力行操作の適正化、電力回生プレーキの有効活用など) ・ 従業員への意識付けの推進(空調や照明などの適切使用の指導、クールビズ・ウォームビズの実施など) |
| 対前年度比 | | - | - t-CO2 | |
| 事業者全体の 年度間平均原単位変化(%) | | - | - t-CO2 | |
| 主たる事業は、必ずしもエネルギ− }類の考え方に基づき各事業者が | | | | 2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項 |
| 意気の需要の最適化 | 原単位分母 | 【非化石エネルギーへの | 転換】 | CO ₂ 排出量削減のため、省エネルギー化改修を実施した車両で使用する電力量相当分を、水力発電等由来の再生可能エネル |
| 主たる事業における 電気需要最適化評価原単位 (2024年度実績) | | 電気の非化石比率 | 事業者全体で使用する電気 | 電気で供給を受ける契約を電力会社と締結しております。 |
| DR実施日数 | • | 目標(2030年度) | 15.0% 2020 2021 2022 2023 2024 | |
| 事業者全体の 電気需要最適化評価原単位 対前年度比 | 2020 2021 2022 2023 2024 年度 年度 年度 年度 | 直近5年度間の実績値 | 年度 年度 年度 年度 年度 9.4 | |
| 事業者全体の 5年度間平均原単位変化 | | 目安設定業種 ———————————————————————————————————— | | 【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】 |
| | TH /L\1 | | | |
| ンチマーク指標の状況(合 ベンチマーク区分 | 理化/】 | 目安(2030年度) | | 1. 自由記述欄 (カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について) |
| 目指すべき水準 | kl/t以下 | | | |
| ベンチマーク指標の状況 | | 目標(2030年度) | 2020 2021 2022 2023 2024 | |
| ベンチマーク区分 | | 直近5年度間の実績値 | 2020 2021 2022 2023 2024 年度 年度 年度 年度 年度 | |
| 目指すべき水準 | kl/t以下 | | | 2. 関連リンク |
| ベンチマーク指標の状況 | | 目安設定業種 ———————————————————————————————————— | | |
| ベンチマーク区分 | | | _ | |
| 目指すべき水準 | - | 目安(2030年度) | | |
| ベンチマーク指標の状況 | - | | - | |
| ベンチマーク区分 | | 目標(2030年度) | 2020 2021 2022 2023 2024 | |
| 目指すべき水準 | | 直近5年度間の実績値 | 年度 年度 年度 年度 年度 | (注意事項) ・赤枠囲み欄は必須記載です。 |
| ベンチマーク指標の状況 | - | | | ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間において 情報の公表を継続する必要があります。 |